

飯塚市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第6号

飯塚市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(指定又は登録の同意)</p> <p>第2条 条例第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項及び第32条第1項の規定に基づく指定の同意又は条例第38条第1項及び第48条第1項の規定に基づく登録の同意は、次に掲げる事項を記載し、写真及び図面を添えた書面によるものとする。</p> <p>(1) 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、<u>史跡名勝天然記念物又は特定歴史的建造物の区別</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(指定書等)</p> <p>第3条 条例第4条第6項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定書は、文化財指定書によるものとする。</p> <p>2 条例第19条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、保持者又は保持団体に無形文化財認定書を交付する。</p> <p>3 文化財の所有者又は保持者及び保持団体は、指定書(認定書)を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、文化財指定書(認定書)再交付申請書に滅失等の事実を証明するに足りる書類又はき損した指定書(認定書)を添えてその再交付を申</p>	<p>(指定又は登録の同意)</p> <p>第2条 条例第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項及び第32条第1項の規定に基づく指定の同意又は条例第38条第1項の規定に基づく登録の同意は、次に掲げる事項を記載し、写真及び図面を添えた書面によるものとする。</p> <p>(1) 有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財又は<u>史跡名勝天然記念物の区別</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(指定書等)</p> <p>第3条 条例第4条第6項(条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定書は、文化財指定書(<u>様式第1号</u>)によるものとする。</p> <p>2 条例第19条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、保持者又は保持団体に無形文化財認定書(<u>様式第1号の2</u>)を交付する。</p> <p>3 文化財の所有者又は保持者及び保持団体は、指定書(認定書)を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、文化財指定書(認定書)再交付申請書(<u>様式第2号</u>)に滅失等の事実を証明するに足りる書類又はき損した指定書(認定書)を添えてそ</p>

請することができる。

(管理責任者の選任又は解任届)

第4条 条例第6条第3項(条例第28条、第37条、第47条及び第51条において準用する場合を含む。)に規定する届出は、文化財管理責任者選任(解任)届によるものとする。

(所有者の変更届出等)

第5条 条例第7条第1項(条例第28条及び第37条において準用する場合を含む。)及び第40条第1項(条例第51条において準用する場合を含む。)に規定する届出は、文化財所有者変更届によるものとする。

2 条例第21条の規定により保持者が死亡し、若しくは文化財の保持に影響を与える程度の心身の故障を起こしたときは、保持者又はその相続人は、文化財保持者死亡(傷病)届を、保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。)は、代表であった者は文化財保持団体解散届を飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(所有者等の氏名、住所等変更の届出)

第6条 条例第7条第2項(条例第28条及び第37条において準用する場合を含む。)、第21条、第40条第2項(条例第51条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、文化財所有者(管理責任者、保持者)の氏名(名称)又は住所変更届によるものとする。保

の再交付を申請することができる。

(管理責任者の選任又は解任届)

第4条 条例第6条第3項(条例第28条、第37条及び第47条において準用する場合を含む。)に規定する届出は、文化財管理責任者選任(解任)届(様式第3号)によるものとする。

(所有者の変更届出等)

第5条 条例第7条第1項(条例第28条及び第37条において準用する場合を含む。)及び第40条第1項に規定する届出は、文化財所有者変更届(様式第4号)によるものとする。

2 条例第21条の規定により保持者が死亡し、若しくは文化財の保持に影響を与える程度の心身の故障を起こしたときは、保持者又はその相続人は、文化財保持者死亡(傷病)届(様式第5号)を、保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。)は、代表であった者は文化財保持団体解散届(様式第5号の2)を飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(所有者等の氏名、住所等変更の届出)

第6条 条例第7条第2項(条例第28条及び第37条において準用する場合を含む。)、第21条及び第40条第2項の規定による届出は、文化財所有者(管理責任者、保持者)の氏名(名称)又は住所変更届(様式第6号)によるものとする。保持団体が名称、事務所の所在

持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じたときの届出は、無形文化財保持団体の変更届によるものとする。

(滅失等の届出)

第 7 条 条例第 8 条(条例第 28 条及び第 37 条において準用する場合を含む。)、第 41 条(条例第 51 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、文化財滅失(損傷、亡失、盗難)届によるものとする。

(所在場所変更の届出)

第 8 条 条例第 9 条(条例第 28 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、文化財所在場所変更届によるものとする。ただし、条例第 14 条第 1 項ただし書の規定による修理並びに条例第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による公開のときは、この届出は要しない。

2 (略)

(現状変更の許可申請等)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書を現状を変更しようとする日の 30 日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第 27 条第 1 項、第 43 条第 1 項及び第 50 条第 1 項の規定によ

地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じたときの届出は、無形文化財保持団体の変更届(様式第 6 号の 2)によるものとする。

(滅失等の届出)

第 7 条 条例第 8 条(条例第 28 条及び第 37 条において準用する場合を含む。)及び第 41 条の規定による届出は、文化財滅失(損傷、亡失、盗難)届(様式第 7 号)によるものとする。

(所在場所変更の届出)

第 8 条 条例第 9 条(条例第 28 条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、文化財所在場所変更届(様式第 8 号)によるものとする。ただし、条例第 14 条第 1 項ただし書の規定による修理並びに条例第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による公開のときは、この届出は要しない。

2 (略)

(現状変更の許可申請等)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の規定による文化財の現状変更の許可を受けようとする者は、文化財現状変更許可申請書(様式第 9 号)を現状を変更しようとする日の 30 日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第 27 条第 1 項及び第 43 条第 1 項の規定による届出は、文化

る届出は、文化財現状変更届によるものとする。

3 (略)

4 条例第 50 条第 2 項に規定する保存活用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 文化財として価値を有し、現状変更の制限を適用する部分

(2) 特定歴史的建造物の保存を図りながら、これを活用するために必要な増築等の工事の内容

(3) 当該建造物の構造上、防災上、避難上等の安全性に関する事項

(4) 当該建造物の維持管理に関する事項

(5) 当該建造物の価値を損なうことなく適切な活用を図るために必要な事項

(6) 当該建造物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要な事項

(7) その他、教育委員会が特に必要と認める事項

5 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針に沿って策定された保存活用計画は、前項に規定する保存活用促進計画とみなす。

(修理の届出)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項に規定する届出は、有形文化財修理届によるものとする。

財現状変更届(様式第 10 号)によるものとする。

3 (略)

(修理の届出)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項に規定する届出は、有形文化財修理届(様式第 11 号)によるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第 12 条 条例第 35 条に規定する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときの届出は、史跡名勝天然記念物土地の所在等異動届によるものとする。

(登録証)

第 15 条 条例第 38 条第 3 項及び第 48 条第 3 項の規定による登録証は、文化財登録証によるものとする。

2 文化財の所有者は、登録証を滅失し、若しくは損傷し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、文化財登録証再交付申請書に滅失等の事実を証明するに足りる書類又は損傷した登録証を添えてその再交付を申請することができる。

(審議会の所掌事務)

第 16 条 条例第 52 条の飯塚市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(補則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

(土地の所在等の異動の届出)

第 12 条 条例第 35 条に規定する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときの届出は、史跡名勝天然記念物土地の所在等異動届(様式第 12 号)によるものとする。

(登録証)

第 15 条 条例第 38 条第 3 項の規定による登録証は、文化財登録証(様式第 13 号)によるものとする。

2 文化財の所有者は、登録証を滅失し、若しくは損傷し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、文化財登録証再交付申請書(様式第 14 号)に滅失等の事実を証明するに足りる書類又は損傷した登録証を添えてその再交付を申請することができる。

(審議会の所掌事務)

第 16 条 条例第 48 条の飯塚市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

様式第 1 号(第 3 条関係) (略)

様式第 1 号の 2(第 3 条関係) (略)

様式第 2 号(第 3 条関係) (略)

様式第 3 号(第 4 条関係) (略)

様式第 4 号(第 5 条関係) (略)

様式第 5 号(第 5 条関係) (略)

様式第 5 号の 2(第 5 条関係) (略)

様式第 6 号(第 6 条関係) (略)

様式第 6 号の 2(第 6 条関係) (略)

様式第 7 号(第 7 条関係) (略)

様式第 8 号(第 8 条関係) (略)

様式第 9 号(第 9 条関係) (略)

様式第 10 号(第 9 条関係) (略)

様式第 11 号(第 10 条関係) (略)

様式第 12 号(第 12 条関係) (略)

様式第 13 号(第 15 条関係) (略)

様式第 14 号(第 15 条関係) (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。